

「第5次農林水産業元気創造戦略（案）」についての意見募集の結果

- 1 意見募集期間 令和7年2月21日（金）～令和7年3月19日（水）
- 2 提出された意見の件数 11件（意見提出者 1名）
- 3 提出された御意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	第5次農林水産業元気創造戦略と山形県農業基本条例の位置付けはどのようになっていますか。	山形県農業基本条例第23条に規定される山形県農業・農村政策審議会に、毎年度実施状況を報告することとしております。なお、本戦略は当該条例で規定される計画とはなってございません。
2	山形県農業・農村政策審議会へ実施状況を報告されるようですが、審議会からの意見はどのように反映されるのでしょうか。	審議会からの意見については、概ね年2回実施する農林水産業元気創造戦略推進会議において、本戦略の見直し等に反映いたします。
3	担い手の減少が耕作放棄地の増加につながっていると記載されていますが、耕作放棄地の増加について示すデータはあるのでしょうか。	7ページについては、現状ではなく、今後増加することへの懸念を記載しております。なお、耕作放棄地については、農林水産省から「農林業センサス」の調査結果として公表されておりましたが、2015年（平成27年）を最後に調査が終了しております。
4	東北農林専門職大学における人材育成の記載がありますが、山形県内農業高校の生徒と山形大学農学部の子生のフォローの体制はどのようになっていますか。	山形大学農学部及び山形県内農業系高校における学生・生徒の人材育成については、原則としてそれぞれにおいて実施しているところです。なお、卒業後の学生の子生の就農については、やまがた農業支援センターなどの支援機関などを通じて支援を行っているところです。
5	地域おこし協力隊のOB・OGのフォロー体制はあるのでしょうか。	地域おこし協力隊を経て就農された方に対しては、就農、定着、経営発展までの各段階に応じて支援を行っております。
6	スマート農業普及推進プロジェクトの中で、無人農業機械やドローンの実証事業は検討されていますか。	ロボット農機の実演やドローンの自動航行機能を活用した防除等の現地実証を検討しております。
7	鳥獣被害防止対策活動への支援は、市町村が作成する「被害防止計画」との連携を図り、効果のあるものとしていただきたい。	市町村作成の「被害防止計画」に基づいた活動への支援を予定しておりますので、そのことが明確となるよう、本文中の「被害防止計画」を『市町村作成の「被害防止計画』』と修正いたします。

番号	御意見の概要	県の考え方
8	鳥獣被害対策の効果検証を行う既存のプラットフォームがあるのでしょうか。	既存のプラットフォームがないことから、新たに地理情報システムを活用した情報の集約・共有の仕組みを構築し、効果的な被害防止対策の促進してまいります。
9	「さくらんぼ等の凍霜害防止対策会議」の取組みは記載されないのでしょうか。	「さくらんぼ等の凍霜害防止対策会議」の取組みについては、12ページの「基本戦略の方針」1行目の「凍霜害対策の技術の普及」に含まれるものと考えております。なお、具体的には、40ページのプロジェクト13「温暖化対応技術普及プロジェクト」の取組内容「③温暖化対応技術の普及拡大」の中で取り組んでまいります。
10	「海岸林の松くい虫防除対策の重点化と樹種転換を進め、海岸林機能の維持と持続可能な管理を図る」とありますが、先人の残した財産である海岸林の機能を維持していただきたい。	海岸林の飛砂防備等の機能維持に向けて取組みを継続してまいります。
11	海面漁業において40代の離職が増加していることは深刻な事態であり、このことは漁業者の所得が低下していることによるものと思料します。	漁業者の所得向上に向け、スキルアップを希望する漁業者への支援を継続してまいります。